

## 第 3 章

### 計画の基本的な考え方

第3章では、第8期における計画の基本理念や施策展開の考え方など基本的事項を定めます。

第1節 基本理念

第2節 基本方針

第3節 重点施策・施策の体系図

## 第3章

## 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

高齢化が一層進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう「地域包括ケアシステム」の推進を図り、高齢者の自分らしい生き方が尊重され、生きがいと希望を持って暮らしていくことができる地域を目指します。

高齢者が健康で 生きがいを持ち  
安心して暮らせる地域づくり



### 第2節 基本方針

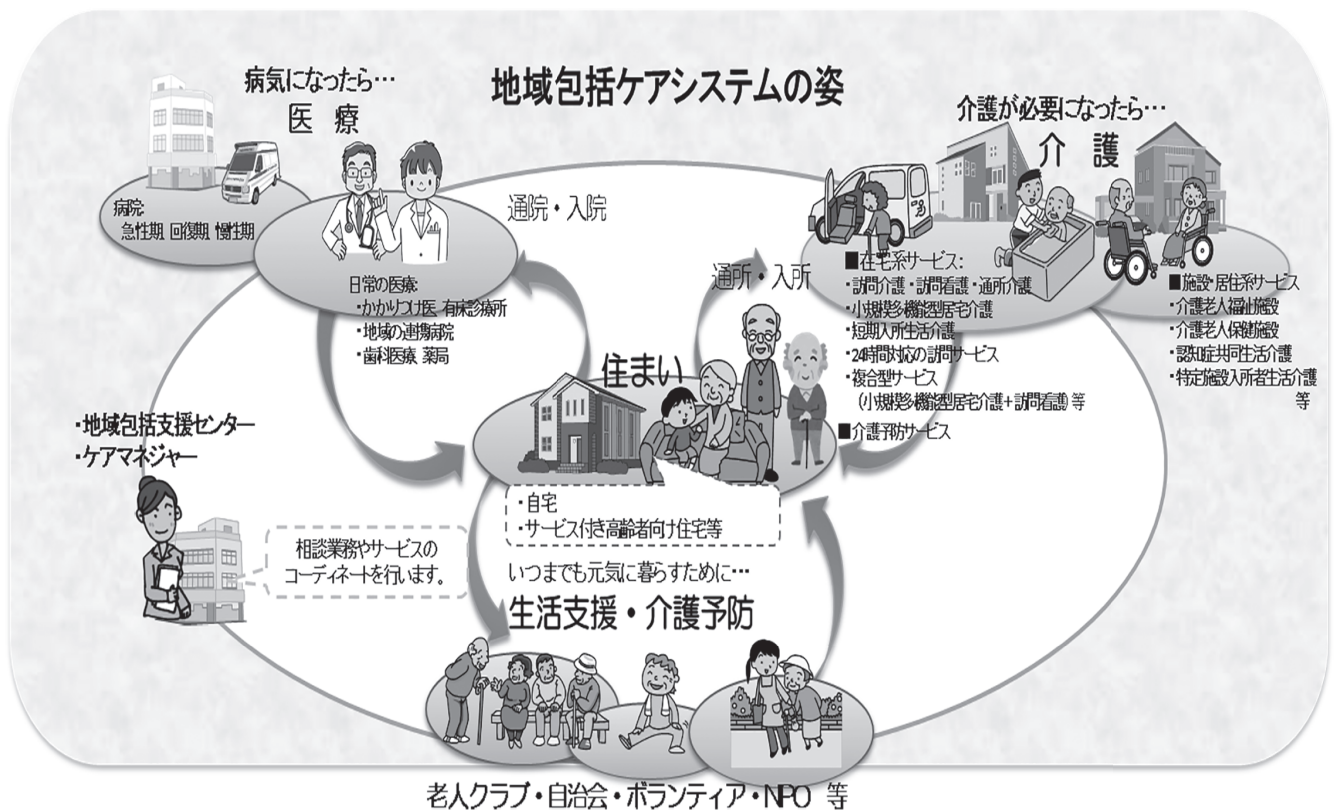
高齢者等が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向け、前期計画で基本方針として定めた取り組みを継承します。

- (1) 明るく生き生きとした健康長寿社会の実現のため、壮年期からの切れ目のない健康づくりと介護予防の取り組みを一体的に推進します。
- (2) 誰もが住み慣れた地域や家庭で継続的かつ安定した生活ができるよう努めます。
- (3) 地域の社会資源を活用し、住民主体による地域の生活支援体制の推進を図ります。
- (4) 利用者の視点に立ったサービスの提供と自立した日常生活への支援を行うため、サービスの質の確保と向上に努めます。
- (5) 地域共生社会の実現を目指して、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に努めます。

### 第3節 重点施策・施策の体系図

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて、高齢化の状況及びそれに伴う介護需要を踏まえ、中長期的な視野に立ち「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築について、第7期介護保険事業計画に引き続き一層推進していきます。

- 1 介護予防の推進
- 2 生活支援の充実
- 3 住まい・生活環境の整備
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 介護サービスの充実・円滑な運営
- 6 認知症施策の推進
- 7 権利擁護の推進



## 施策の体系図

【基本理念：高齢者が健康で生きがいを持ち 安心して暮らせる地域づくり】

